



社労士のつぶやき 63 子ども・子育て拠出金

「先生、これは何の引き落としですか？」この4月に脱サラして起業したばかりの社長から電話がかかってきました。社員はまだ2名ですが、社会保険の新規手続きをしたのです。社会保険料は「翌月末日に前月分の社会保険料を納付する」のが原則ですので、一般的に5月分の給与から4月分の従業員負担分の社会保険料を控除し、5月末日に事業所負担分を合わせて会社が全額納付（通常は会社の口座から自動引き落としされる）するという仕組みです。その納付金額は毎月20日前後に年金事務所などから封書で通知されます。しかし、社会保険料を計算すると、どうしても数千円ほど合わない。そこで通知書を詳しく見てみると「子ども・子育て拠出金」という項目があり、差額はその金額でした。社長の頭の中で？がつき、私に電話をしてきたのでした。

子ども・子育て拠出金は、中学校終了前の子どもを扶養する家庭に対し市区町村が月額1万～2万円を支給する児童手当の費用の一部となっています。その他にも各地にある児童館の運営費などにも充てられています。拠出金の額は従業員の報酬×0.29%で、例えば30万円の給料だとすると870円となり、これは全額会社が負担しなければなりません。社長は「うちの社員は誰も子どもがいないのに？」と疑問符をさらに付け加えましたが、子どもは社会全体で面倒を見なければならないという観点から、企業が負担するものとされてきました。まさに「子どもは国の宝」です。社長は、「政府は何やかやと取っていきますね」と苦笑していました。

しかし、「子どもを社会全体で育てるという観点から」と偉そうに説明しておきながら、私もこの拠出金については疑問だらけで納得もしていないのです。実務的なことを言えば、社会保険料は通常「標準報酬月額・保険料月額表」を見ながら計算します。しかし拠出金についてはその表に小さな文字でたった1行しか書かれていません。しかもこの4月から料率が0.34%に引き上げられているのです。確か10年ほど前は0.15%だったので、倍以上です。総務省は5月4日、14歳未満の子どもの数を発表しましたが、38年連続で減少し、平成元年に比べて3分の2になったとありました。子どもが減っているのに拠出金は上げる？しかも表にはたった1行で、説明もせず？もちろん説明を求めれば政府はいろいろな理由を上げるでしょうが、果たして私たちを納得させる回答になるのでしょうか？

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2019年6月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	138円
ハイオク	148円
軽油	119円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	140.5円
ハイオク	150.5円
軽油	118.5円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	135.0～137.0円	135.0～137.0円	142.6～144.6円
ハイオク	145.0～147.0円	145.0～147.0円	152.6～154.6円
軽油	117.4～119.4円	117.4～119.4円	122.1～124.1円

【価格は税抜】